

信州の安心なお店 プレミアム付きクーポン券実施要領

(目的)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響により、県内店舗、事業所が甚大な影響を被っていることへの対策の一環として、利用者が安心して店舗等を利用できる一つのメルクマールとしている「信州の安心なお店認証制度」により認証を受けた事業者に対し、コロナ禍での安心・安全と経済活性化の両立を企図して、プレミアム付きクーポン券を発行するものである。

(対象)

第2 『信州の安心なお店認証制度』により認証を受けた県内事業者であって、以下の要件を満たすものとする。

- 1 中小企業者であること。(ただし、中小企業者の事務所又は事業所(支店)であって、法人住民税の納税義務を負っている者については、個別に申請を行うことができるものとする。)
- 2 「県民応援前売割」の登録をした宿泊事業者でないこと。
- 3 その他、知事が別に定める対象外の事業者でないこと。

(概要)

第3 プレミアム付きクーポン券の概要は、以下のとおりとする。

名称	信州の安心なお店 プレミアム付きクーポン券	
販売額	3,000円	クーポン券額面は5,000円(2,000円のプレミアム付き)
発行方法	認証申請時に希望発行部数として登録された部数を基礎に、所要の手続きを経て認証事業者に発行	
発行時に必要とする資料	「信州の安心なお店認証制度 プレミアム付きクーポン券申請書 兼誓約書」の作成、提出を求めることとする。(様式第1号)	
事業期間	令和3年5月31日(月)～令和3年10月31日(日)	
利用可能店舗	クーポン券を発行した認証事業者の店舗等に限る。	
換金期間	プレミアム付きクーポン券取扱いマニュアルに準じて行うこととする。	
換金方法	プレミアム付きクーポン券のプレミアム分については、事務局に対して利用状況を報告し、その結果を受けて都度支払うものとする。	
換金手数料	なし。	
事務局	信州の安心なお店応援キャンペーン事務局	

(プレミアム付きクーポンの利用制限)

第4 プレミアム付きクーポンの利用に当たっては、以下の用途への利用は不可とする。

- 1 国や地方公共団体等への支払（税金、電気・ガス・水道・電話料金等の公共料金等）。
- 2 金、プラチナ、銀、有価証券、チケット、ビール券、図書券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入。
- 3 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払。
- 4 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- 5 たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入。
- 6 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）。
- 7 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- 8 事業者の商品及びサービスに係る原材料等の仕入れ等の事業上の取引に係るもの。
- 9 その他、知事が適当ではないものとして認めるもの

(クーポン券の県負担分の振り込みについて)

第5 発行されたプレミアム付きクーポン券の利用があったものについて、事業者は事務局に対して、別に定める取扱いマニュアルに準じて、利用報告を行うこととする。

- 2 事務局は、事業者からプレミアム付きクーポン券の利用報告を受けた際、その内容を確認し、それに係る経費を速やかに支払うこととする。
- 3 事務局は、事業者からプレミアム付きクーポン券の利用報告を受けた際、その内容について確認の必要があるときは、事業者に対して報告を求め、又は必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 事務局は、プレミアム付きクーポン券の利用実績に係る支払を行うに際し、その運用について事前に公表することとする。
- 5 事務局は、プレミアム付きクーポン券発行に関する経費については、他の業務と区分して管理を行うこととする。
- 6 事務局は、プレミアム付きクーポン券の利用実績及びその支払について、求めに応じて県に対して実績の報告を行うこととする。

(事業終了後の取り扱い)

第6 プレミアム付きクーポン券の事業期間終了後において、顧客への販売に至らなかったプレミアム付きクーポン券については、事務局に返還することとする。

(認証取り消し時等の扱い)

第7 プレミアム付きクーポン券の発行を受けた事業者が、信州の安心なお店認証制度実

施要綱第 15 又は第 17 の規定により認証を取り消された場合、事務局は認証が取り消された日以降のプレミアム付きクーポン券の利用に係る支払を行わないこととする。

- 2 信州の安心なお店認証制度実施要綱第 15 又は第 17 の規定により認証を取り消された事業者が発行したプレミアム付きクーポン券について、事務局は換金含め一切の責任を負わないものとする。
- 3 知事は、認証を取り消した結果としてプレミアム付きクーポン券の利用不可となった事業者について、県ホームページ等で公表することとする。

(まん延の防止等に関する措置との関係)

第 8 信州の安心なお店認証制度実施要綱第 19 の規定により、知事が認証の申請の受付を停止し、及び認定施設における認証の効力の一時停止を行った場合、その期間内においてプレミアム付きクーポン券の発行を停止することができる。

- 2 前項のほか、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況等を勘案し、知事が必要と認めるときは、プレミアム付きクーポン券の発行を停止することができる。
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定によりプレミアム付きクーポン券の発行を停止するに当たっては、県ホームページ等で公表することとする。

(補則)

第 9 この要領に定めるもののほか、運営に必要な事項は別に定める。

- 2 本要領については、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

附則

この改正は令和 3 年 5 月 24 日から適用する。